

「人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」設置要綱

1 趣旨・内容

人権ふれあいセンター等人権推進施設(人権ふれあいセンター5館、児童館10館、教育集会所15館)においては、福祉の向上、人権啓発の住民交流拠点として地域に広く開かれた「福祉と人権の施設」として、地域福祉の推進や生活相談、人権課題解決のための各種事業を総合的に実施している。

これまでの事業に加え、より開かれた運営と事業展開を図るため、啓発や障害者・高齢者の福祉サービスに取り組んでいるNPO法人や社会福祉法人との連携も視野に入れた事業展開、児童館の特色化を図るなど、今後の施設のあり方を中心に人権行政について、市民の参加も得て開かれた議論をする懇話会を設置する。

2 構成(委員 27人)

学識経験者(2)	障害者施設・高齢者施設(1)	社会福祉協議会(1)	障害者(支援)団体(2)
高齢者団体(1)	子育てグループ(2)	女性団体(2)	企業・事業所(1)
労働組合(1)	部落解放運動団体等(2)	公民館等(1)	保育園関係(1)
民生児童委員(1)	公募〔NPO法人、一般市民〕(8)		
人権推進室長			

※構成を上記のとおりとし、27名以内とする。

3 懇話会の性格

- (1)市民と議論をする。議論の議事録や結果、資料は、広くホームページに公開する。
- (2)懇話は分科会方式で行う。
- (3)議論の結果を踏まえ、市が主体的に計画化する。(諮問ではない)
- (4)施設利用者については、懇話会と懇談し、意見を聞く。

*人権問題協議会との関係

懇話会がまとめられた資料は、人権問題協議会に報告し、協議する。

4 運営

- (1)第1回懇話会は市長が招集し、第2回以降は委員長が招集する。
- (2)懇話会は委員長が進行する。
- (3)事務は人権推進室が行う。

5 設置期間と開催予定回数

2009年11月～12月の期間に概ね5回